

桐生市立川内中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定

平成29年4月改定

平成30年4月改定

桐生市立川内中学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

(1) いじめの基本的な認識（定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは人権を著しく侵害する決して許されない行為である。いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうるという共通認識の下、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許されないという姿勢で、全校一致体制で防止等の対策を行うこととします。

(2) いじめの未然防止について

本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進め、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒に十分に理解できるようにしていくことでいじめの未然防止につながると考えます。

(3) いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われる場合もあります。けんかやふざけ合いであっても、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。また、生徒が相談しやすい雰囲気や環境を作っていくことでいじめの早期発見につながると考えます。

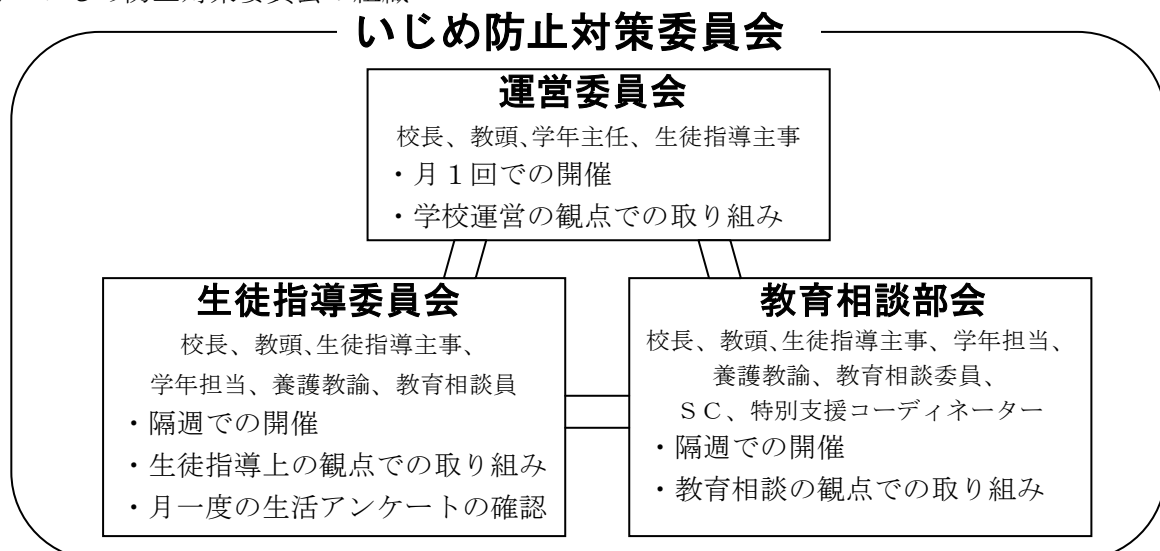
(4) いじめの解消について

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うこと、さらに、その後、被害者やその家族に寄り添った対応を行うことでいじめ解消につながると考えます。

2 いじめ防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) いじめ防止対策委員会の組織



(2) 活動の概要

いじめに関する情報交換、要生徒指導についての対応策や指導計画、具体的な方法の検討等

(ア) 月1回の「いじめ防止対策委員会」の開催（生徒指導委員会を兼ねる。運営委員会、教育相談部会との連携を図りながらの活動とする）

(イ) 各学年からの実態の報告

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止のための取組

(ア) 学校の最重要目標の一つとして弱い者、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組みます。

(イ) 生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団づくりに努めます。

(ウ) 日々の授業や道德教育を充実させることで、児童生徒の充実感・達成感や「豊かな心」の育成につなげ、児童生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進め、特に配慮が必要な生徒については、日常的に該当生徒の特性や背景を踏まえた適切な支援を行います。

(エ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生活会活動に対する支援を行います。

(オ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、学級活動等の時間でいじめに防止の方策についての話し合い、学級ごとのいじめ防止スローガンの作成、人権作文・標語の作成や人権週間・集会を実施します。

(カ) 保護者や地域に対する啓発の取り組み

① P T A本部役委員会でのいじめ防止の理解を深め、情報提供を求める。

② インターネットやスマホなどによるいじめ防止の研修会の開催。

③ 保護者会等での呼びかけ

④ ホームページを利用して、学校の様子発信。

(2) いじめの早期発見のための取組

(ア) 教職員は普段からカウンセリングマインドで児童生徒と接するなど、相談しやすい雰囲気づくりに努め、いじめを早期に発見するために、生徒の変化に気づいたり（生活ノートの点検・日常の生徒の表情・養護教諭やS Cからの情報提供）、気づいた情報を確実に共有する方法などについて考え、実践します。

(イ) けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

(ウ) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施します。

① 生徒対象いじめについてのアンケート調査 年11回（8月を除く毎月）

② 家庭訪問・教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年3回（4月、7月、11月）

(エ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行います。

① スクールカウンセラーの活用

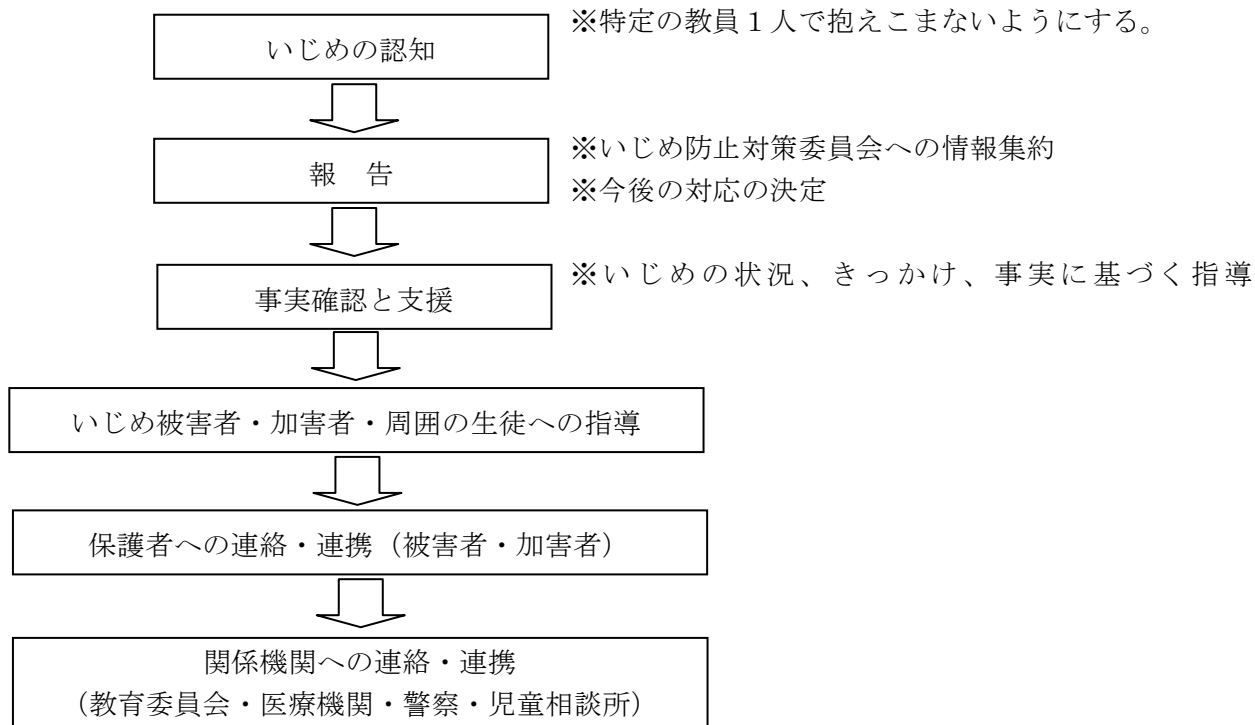
② いじめ相談窓口の設置

(オ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

・ 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行います。

(4) いじめの解消のための取組



- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、組織的な対応をできるようにして、学級担任等が一人で抱え込むことがないようにし、事実の有無の確認を行います。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、措置を行う際には、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、必要に応じて家庭訪問を行う。教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどについて配慮します。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行います。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消とします。

4 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行います。

- ① 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 関係機関との連携

(ア) 桐生市教育委員会と連携

- ・事実の報告、指導方針や解決方法についての相談

(イ) 群馬県総合教育センターいじめ対策室との連携

- ・指導方針や解決方法についての相談
- ・子どもや保護者への対応方法の相談

(ウ) 児童相談所・警察との連携

- ・いじめによる暴行、傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している場合の対応の相談
- ・いじめられた子どもの心のケアが必要な場合

(エ) 医療機関との連携

- ・いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている場合

(オ) 地域との連携

- ・日頃からいじめ問題に対する学校の考え方の周知
- ・「いじめ発見のチェックポイント」の配付

(カ) 関係諸機関

- ・桐生市青少年センター

6 保護者との連携

いじめが発見されたときだけでなく、平素より定期的に学校通信や保護者会を通して保護者と連携を図り、いじめ防止等のための取組を行います。

7 評価の実施

生徒、保護者、学校評議員による学校評価を通して、客観的にいじめ防止等のための取組に対する評価を行い、随時改善に努めるとともに学校通信を通して公開します。